

令和4年度 第5回公契約条例検討委員会議事録（要旨）

1 開催日時

令和4年11月14日（月）13時30分から14時15分まで

2 開催場所

第二応接室（本庁舎4階）

3 出席委員

高野尾三穂委員、山本綾子委員、木下信幸委員、山口尚徳委員、
大池太士委員、伊藤浩一委員、中野嘉勝委員、板倉章委員

4 欠席委員

なし

5 事務局出席者

向井契約管財課長、鳥井課長補佐、赤穂課長補佐

6 会議要旨

（事務局）

ただいまから令和4年度第5回松本市公契約条例検討委員会を開会する。

（委員長あいさつ）

この検討委員会は、今回が5回目ということで、委員の皆様からの意見を聞く場としては最後になるのかと思う。本日は、久しぶりにフルメンバーでの開催となる。いよいよ大詰めというところで、よろしく願いたい。

それでは、議事の(1)、「松本市公契約条例の概要」について、事務局から説明願いたい。

（事務局）

配布資料1及び資料3に基づき、一括して説明

[説明内容は省略]

（委員長）

条例の概要について説明を受けた。前回の会議で、項目と構成については概ねこの条例案のとおりということでは了承しているわけだが、何か、意見、質問等はあるか。

（各委員）

特に、意見等はなし。

（委員長）

続いて、議事の(2)、「特定公契約（労働環境報告書の提出対象）の適用範囲について」

事務局から説明を願いたい。

(事務局)

配布資料2、資料4、資料5及び資料5-1に基づき、一括して説明

[説明内容は省略]

(委員長)

労働環境報告書の提出対象について説明をいただいた。委員の皆様からの意見、質問はあるか。

(各委員)

特になし。

(委員長)

続いて、議事の(3)、「労働環境報告書の書式について」事務局から説明を願いたい。

(事務局)

配布資料6及び資料7に基づき、一括して説明

[説明内容は省略]

(委員長)

前回出された意見を反映させた形に修正済みということだが、意見、質問はあるか

(委員)

確認だが、労働環境報告書については、元請が下請けの分を全部まとめて提出するというので良いか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

仮に、「いいえ」の方に○を付けていて、法律的にまずいのではないかというケースもあるのかと思うが、その場合の対応はどうか。

(事務局)

他の自治体の話を聞く中では、やはり同様の事例が出てくるということで、「本当に、いいえで良いですか」という程度の確認は必要だと思っている。その結果、「間違っていました」ということであれば、修正していただき、「間違っていない」ということであれば、修正等を行わずにそのまま提出していただくということになるのかと思う。

(委員長)

労働環境報告書の提出する時期は、どのタイミングになるのか。

(事務局)

提出する時期は、契約時と考えている。細かいルールは決めていないが、他の自治体によっては、契約締結から2週間以内、あるいは契約締結から1カ月以内というように、「一定期間の間に出してください」というところもある。特に工事関係は下請けがすぐに確定しないということもあるが、1カ月間の期間を設けても、全部の報告書が揃わないというケースもあるということのようであった。

(委員)

基本的に、報告書は、年1回報告して、変更があれば再提出ということだが、規則の中ではどこに記載されているか。

(事務局)

条例の第7条で、「特定受注者は規則で定めるところにより、提出しなければならない」と記載している。条例では提出期間等までは明示していないが、今後、規則の中に明示するのか、あるいは、「運用上の手引」を作成する予定で考えているので、その中に明示するのかは、現段階においては決めていない。原則的には、変更がある都度提出いただくという考えである。長期継続契約については、3年又は5年の期間の間に、変更があれば出していただく必要があるが、変更がなければ提出は不要ということで考えている。

(委員)

意見として申しあげるが、可能であれば、「市の外郭団体」についても、「この条例等に準じた対応に努めなければならない」という記載を条文の中に入れていただけないか。もう1点は、「市長がそれぞれの団体に指導または助言を行う」というような文言を入れていただけないかということである。

(事務局)

市が「出資している団体」ということだと思うが、条例であるため、定めるとすれば、法人も含めて事業者の皆さんに対して、努力義務という形になるのかと思う。規定すること自体は条例で認められれば可能かと思うが、どういう団体が対象になるのか直ぐに思い付かないので検討させていただくということで良いか。

(委員)

松本市の外郭団体に対する姿勢として、基本的には外郭団体との関係はできるだけ引いていく方向の中で、このような努力規定を作るということは、逆の方向性を向いているということを感じている。市の出資が100パーセントという団体もあるが、できるだけ独立して運営してほしいと思っている。あまりにも労働環境が悪化しているという状況があるのであれば、改正するという方向性で良いと思っている。時代の流れからすると、大体は、大きな団体というところは、そもそも市に準じるというのが普通だが、外郭団体全体を対象にするというところは、どうなのかという気がするので、そこも含めて検討していただきたいと思っている。

(委員)

外郭団体全部ということではなく、「市長が指定するもの」ということでもあるので、ご検討いただければと思う。

(委員長)

では、事務局で検討するというので良いか。

(委員)

はい。

(委員長)

それでは、議事の(4)「今後のスケジュールについて」事務局から説明を願いたい。

(事務局)

配布資料8に基づき、一括して説明

[説明内容は省略]

(委員長)

スケジュールについて、意見、質問はあるか。

(各委員)

特になし。

(委員長)

議事については以上ということになるが、その他に、意見等はあるか。

(委員)

この委員会はどうなるのか。

(事務局)

この委員会で出された意見を集約して、市長に報告したうえで、方向性の確認をさせていただくことになると思う。基本的には、このような方向性でこの内容で良いということであれば、特に、大きく内容が変わるのであれば、再度意見をいただく場を設ける可能性もあるが、今後、委員会を開催することは考えていない。

(委員長)

その他、全体を通して何かあるか。

(各委員)

意見等なし。

(委員長)

本日の議事はこれで終了となる。

(事務局)

以上で令和4年第5回松本市公契約条例検討委員会を終了する。